規則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則一―五七（復興庁設置法の施行に伴う関係人事院規則の適用の特例等に関する人事院規則）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年四月一日　人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一―五七―一

人事院規則一―五七（復興庁設置法の施行に伴う関係人事院規則の適用の特例等に関する人事院規則）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―五七（復興庁設置法の施行に伴う関係人事院規則の適用の特例等に関する人事院規則）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表規則九―一二三（本府省業務調整手当）の項中「並びに」を「及び」に改め、「の青森事務所及び」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年四月一日　人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―二―六四

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「安全課若しくは計画運用課ディファレンシャルＧＰＳセンター」を「航行安全課若しくは安全対策課」に改め、同号(1)中「安全課長」を「の航行安全課長及び安全対策課長」に改め、同号(4)中「、海洋情報部若しくは交通部（安全課を除く。）」を「若しくは海洋情報部」に改め、「船舶技術課」の下に「若しくは交通部の企画課若しくは整備課」を加える。

第十四条の二第一号(1)中「入院患者の」の下に「指導、訓練又は」を加え、「退院又は」を「退院若しくは」に改め、「又は指導」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年四月一日　人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―六―七九

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一第五号中「更生保護管理官」の下に「、調整指導官」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年四月一日　人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一七―一四七

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一の四の表官民競争入札等監理委員会事務局の項及び情報公開・個人情報保護審査会事務局の項を削り、同表京都事務所の項の次に次のように加える。

宇宙開発戦略推進事務局	参事官	一種
	企画官（人事院の定めるものに限る。）	二種

別表第一の四の表農林水産センターの項中「次長（人事院の定めるものに限る。）」を削る。

別表第一の十一の表内部部局の項の次に次のように加える。

行政不服審査会事務局	課長	一種
	審査官（人事院の定めるものに限る。）	二種
情報公開・個人情報保護審査会事務局	課長	一種
	審査官（人事院の定めるものに限る。）	二種
官民競争入札等監理委員会事務局	参事官	一種
	企画官（人事院の定めるものに限る。）	二種

別表第一の二十の表国税不服審判所の項及び支部の項中「（人事院の定めるものに限る。）」を削る。

別表第一の二十一の表科学技術・学術政策研究所の項中「所長　一種」を削り、「科学技術動向研究センター長」を「科学技術予測センター長」に改める。

別表第一の二十四の表都道府県労働局の項中「部長」を「部長　雇用環境・均等室長」に、「総務調整官」を「総務調整官」に、「（雇用均等室長」を「（雇用環境・均等室長」に改め、同表労働基準監督署の項中「次長」を「副署長」に改める。

別表第一の二十九の表電力取引監視等委員会事務局の項中「電力取引監視等委員会事務局」を「電力・ガス取引監視等委員会事務局」に改める。

別表第一の三十五の表松代地震観測所の項を削り、同表気象研究所の項中「所長　一種」を削り、同表地方気象台又は測候所の空港出張所の項を削る。

別表第一の三十七の表内部部局の項中「所長（人事院の定めるものに限る。）」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年四月一日　人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―五五―一二四

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表の一の表島根県の項中「隠岐郡隠岐の島町港町指向一八の七　松江地方検察庁西郷支部」及び「隠岐郡隠岐の島町港町指向一八の七　西郷区検察庁」を削る。